



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
9 月 28 日  
号 外 ( 4 )  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

○ 告 示	1
入札参加者に必要な資格等 (スポーツ局) .....	1
○ 公 告	2
一般競争入札の公告 (スポーツ局) .....	2

## 告 示

### 滋賀県告示第419号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、滋賀県特定調達契約の新県立体育館整備事業に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請できる業種および営業種目
  - (1) 業種 新県立体育館整備事業に関する業務
  - (2) 営業種目 特に定めない。
- 2 申請書類および配布開始時期
  - (1) 申請書類
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
    - ウ 法人税、消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
    - エ 営業所等の長に競争入札に関する権限を委任する者にあつては、その委任状
  - (2) 配布開始時期 平成30年9月28日(金)午後4時
- 3 申請書類の受付期間等
  - (1) 受付期間 平成30年12月3日(月)から同月7日(金)午後4時まで(持参の場合は午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))
  - (2) 方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着すること。)によるものとする。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県県民生活部スポーツ局施設第一係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3372
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者
  - (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条各号のいずれかに該当する者
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者
    - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
    - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
    - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
    - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(4) 法人税、消費税または地方消費税を滞納している者

(5) 滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者

(6) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

(7) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者またはその子会社もしくは親会社である者  
みずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ニュージェック、株式会社しがぎん経済文化センターおよび西村あさひ法律事務所

(8) 滋賀県県民生活部PFI事業者等選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者

「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

7 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。

8 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から平成32年3月31日までとする。

## 公 告

### 一般競争入札の公告

新県立体育館整備事業に係る契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 入札に付する事項

(1) 事業名 新県立体育館整備事業

(2) 事業場所 大津市上田上中野町地先他

(3) 事業概要 入札説明書による。

(4) 事業期間 契約成立の日から平成49年3月31日まで

(5) 予定価格 9,734,510,000円(消費税および地方消費税の額を含む。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者および運営業務に当たる者を含むグループであること。

なお、入札参加者のうち、特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託し、または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

イ 構成員・協力企業・代表企業の選定 入札参加者は、参加表明書の提出時に構成員および協力企業のそれぞれの役割を明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が参加表明書の提出および入札手続を行うこと。

ウ 複数業務の禁止 同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務および工事監理業務ならびに維持管理業務および運営業務については、同一の者または資本面もしくは人事面において関連のある者が兼ねてはならない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

エ 複数提案の禁止 入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面もしくは人事面において関連のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件 入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

## ア 入札参加者の参加資格要件(共通)

- (ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ロ) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれにも該当しない者であること。
- a 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - b 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - c 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - d 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - e 銀行取引停止処分がなされている者
- (ハ) 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (ニ) 滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (ホ) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (ヘ) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者またはその子会社もしくは親会社である者でないこと。

みずほ総合研究所株式会社、みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ニュージェック、株式会社しがぎん経済文化センターおよび西村あさひ法律事務所

- (ヘ) 滋賀県県民生活部PFI事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

## イ 入札参加者の参加資格要件(代表企業) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第419号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

## ウ 入札参加者の参加資格要件(業務別) 設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者および運営業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

- (ア) 設計業務に当たる者 設計業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aおよびbの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaおよびbの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。
- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - b 平成20年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した設計業務で、延べ面積5,000㎡以上(建物1棟(複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。))における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。)かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の実施設計実績(元請に限る。)を有していること。
- (イ) 建設業務に当たる者 建設業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aからeまでの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからeまでの要件を満たし、他の者はaおよびfの要件を満たすこと。
- a 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。
  - b 建築工事業の特定建設業の許可を有していること。
  - c 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。)における建築一式工事に係る総合評定値が1,500点以上であること。
  - d 平成20年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完成した新築、改築または増築工事のいずれかで、延べ面積5,000㎡以上(建物1棟(複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。))における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。)かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の施工実績(元請に限る。)を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。
  - e 本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

- f 上記 a の建設業の許可の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。)における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	790点以上
管工事	810点以上

- (d) 工事監理業務に当たる者 工事監理業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、aおよびbの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaおよびbの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成20年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積5,000㎡以上(建物1棟(複合建築物にあつては、体育館の部分に限る。))における延べ面積とし、改築または増築にあつては当該部分とする。)かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館の工事監理実績(元請に限る。)を有していること。

- (e) 維持管理業務に当たる者 維持管理業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、次の要件を満たすこと。

平成20年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に体育館に関する1年以上の維持管理実績を有していること。なお、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

- (f) 運営業務に当たる者 運営業務に当たる者は、構成員または協力企業とし、次の要件を満たすこと。

平成20年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に体育館に関する1年以上の運営実績を有していること。なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局 滋賀県県民生活部スポーツ局施設第一係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3372 電子メール shin-taiikukan@pref.shiga.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間および交付方法

ア 交付期間 平成30年9月28日(金)から平成31年4月2日(火)まで

イ 交付方法 滋賀県ホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/sports/kannri/jisshihousintou.html>

- (3) 参加表明書等の提出 この入札に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出期間 平成30年12月3日(月)から同月7日(金)午後4時まで(持参の場合は午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))

イ 場所 3(1)に示す部局

ウ 方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)によるものとする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知 入札参加資格の確認結果は、入札参加資格の確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成31年1月18日(金)までに書面により通知する。

- (5) 入札および開札の日時等 入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提出書類を次のとおり提出すること。

ア 入札提出書類の提出日時等

(ア) 入札提出書類の提出日時 平成31年4月2日(火)午前9時から午前11時まで(ただし郵送の場合は、同月1日までに必着すること。)

(イ) 場所 3(1)に示す部局

(ウ) 方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、平成31年4月1日までに必着すること。)によるものとする。

イ 開札の日時および場所

(ア) 日時 平成31年4月3日(水)午後2時

(イ) 場所 大津市松本一丁目2番1号 大津合同庁舎3階入札室

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

- (6) ヒアリング 入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。
  - (7) 入札参加に伴う費用負担 入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
  - (8) 入札方法等
    - ア 入札執行方法 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
    - イ 入札書の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
  - (9) 入札保証金および契約保証金
    - ア 入札保証金 免除
    - イ 契約保証金 納付すること。ただし、詳細については入札説明書を参照すること。
  - (10) 契約書作成の要否 要
  - (11) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。
    - ア 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
    - イ 資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札
    - ウ 入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- 4 審査 県は落札者の選定に当たり、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者の提案について、選定委員会は、加点審査点および価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、加点審査点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。加点審査点が同点の場合、「イ施設整備に関する事項」の点数が高い提案を最優秀提案として選定する。上記を考慮してもなお、総合評価点が同点扱いとなる提案が2以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。
- (1) 加点審査の評価項目および配点 予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者の提案内容について(ア)から(ト)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を加点審査点（最大700点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25またはE評価0.00を乗じて得た値とする。
    - ア 事業実施に関する事項
      - (ア) 事業の取組方針および事業の実施体制 配点30点
      - (イ) 資金計画および収支計画 配点30点
      - (ウ) リスクへの対応 配点30点
    - イ 施設整備に関する事項
      - (エ) 施設整備業務に係る取組方針等 配点40点
      - (オ) 施設全体計画 配点40点
      - (カ) 諸室計画 配点50点
      - (キ) 構造・防災性 配点40点
      - (ク) 環境性、経済・保全性 配点40点
      - (ケ) ユニバーサルデザイン 配点40点
      - (コ) 安全性・工期に配慮した施設整備計画 配点30点
    - ウ 維持管理に関する事項
      - (サ) 維持管理業務の取組方針および体制 配点20点
      - (シ) 維持管理業務 配点20点
      - (ス) 修繕・更新業務 配点30点
    - エ 運営に関する事項
      - (セ) 運営業務の取組方針および体制 配点50点
      - (ソ) 総合管理・運営業務 配点30点

(g) 運営時間・日数、スケジュールおよび利用料金 配点30点

(f) トレーニング室・体力測定室運営業務 配点40点

(g) 自由提案事業 配点40点

オ 地域経済への配慮に関する事項

(f) 県内企業等の活用 配点30点

(h) 県産材等の活用 配点40点

(2) 価格審査の点数化方法 入札金額を次の方法で得点化する。価格審査点の計算に当たっては、少数点第3位以下を四捨五入する。

価格審査点 = 価格審査の配点 (300点) × 最も低い入札参加者の入札金額 ÷ 入札参加者の入札金額

5 落札者の決定 県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

6 契約の締結

(1) 基本協定の締結 県と落札者は、入札説明書等および入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(2) 仮契約の締結 県は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

(3) 事業契約に係る議会の議決 仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 言語は日本語、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 支払条件 契約書に基づき支払いを行う。なお、前金払および部分払は行わない。

(3) 代理人における入札 代理人が入札する場合は、入札提出書類の提出と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) 現地説明の有無 有

(6) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract : New Prefectural Gymnasium Development Project

(2) Deadline for documents of intent on bidding participation : 4 : 00 PM, December 7, 2018

(3) Deadline for bidding documents and proposal documents : April 1, 2019, in the case of submission by mail, or from 9 : 00 AM to 11 : 00 AM on April 2, 2019, in the case of bringing

(4) For further information, contact : Sports Bureau, Department of Citizens' Affairs, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520 - 8577, Japan, TEL +81 - 77 - 528 - 3372